

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免について

## 減免申請の対象となる世帯について

減免申請の対象となる世帯は、次の(1)又は(2)に該当する世帯です。

(1)新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が**死亡または重篤な傷病を負った世帯**

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、**世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」といいます。)**の減少が見込まれ、**次の3つの要件全てに該当する世帯**

■ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償金などにより補てんされる金額を控除した額)が、前年の事業収入等の額の**10分の3以上**であること。

例) 令和元年中の事業収入300万円の場合、令和2年中の事業収入が90万円以上減少する見込みである。(10分の3以上減少)

■ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が**1,000万円以下**である。

■ 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入**以外**の前年中の所得の合計額が**400万円以下**である。

## 保険税の減免額について

減免申請の対象となる世帯の区分は、次のとおりです。

(1)世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

減免の対象となる保険税について、**全部を減免**

(2)新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、3つの要件全てに該当する世帯

**対象保険税額(A×B/C)×減免の割合(D)**により計算します。

■ **A**: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

■ **B**: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

■ **C**: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

■ **D**: 減免の割合は次の表のとおり

主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

## 減免の対象となる保険税について

令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険税が減免の対象となります。

### 平成31年度(令和元年度)の保険税

- 普通徴収の場合: 第7期、第8期分
- 特別徴収の場合: 令和2年2月の年金から差引いた分

### 令和2年度の保険税

- 保険税の全額

※ 国保加入届出が遅れた場合は、国保に加入すべき日までさかのぼって加入することとなりますが、この場合は、令和2年2月以降の月割り保険税額が減免の対象となります。

## 申請に必要な書類等について

- ① 事業収入等が確認できる書類(写し可)

(書類の例) 帳簿、給与明細など

- ② 事業の休廃止や休業したことが確認できる書類(写し可)

(書類の例) 廃業届、休業届、解雇通知書、退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証 など

- ③ 国民健康保険税減免申請書

- ④ 収入申告書

※ ③と④の書類については、小値賀町役場住民課税務係に用意していますので、ご連絡ください。

## 申請書の提出先・お問い合わせ先

小値賀町役場住民課 税務係・保健係

電話: 0959-56-3111

## 減免の計算例（収入減少が見込まれる場合）①

### 例1：単身世帯、給与収入のみの場合

■世帯の主たる生計維持者：世帯主

■令和元年中の世帯の所得金額：（世帯主）給与所得280万円

■減少が見込まれる収入に係る所得：（世帯主）給与所得280万円

(A) 減免の対象となる保険税：32万円

(B) 世帯主の生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額：280万円

(C) 世帯主の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額：280万円

1 (A) × (B) ÷ (C)    320,000円 × 2,800,000円 ÷ 2,800,000円 = 320,000円

2 減免割合            全部（主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が300万円以内）

3 減免額              320,000円 × 全部（10割） = 320,000円

4 減免後保険税       320,000円 - 320,000円 = 0円

### 例2：二人世帯（世帯主、配偶者）で漁業収入のみの場合

■世帯の主たる生計維持者：世帯主

■令和元年中の世帯の所得金額：（世帯主）漁業所得350万円、（配偶者）所得なし

■減少が見込まれる収入に係る所得：（世帯主）漁業所得350万円

(A) 減免の対象となる保険税：42万円

(B) 世帯主の生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額：350万円

(C) 世帯主の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額：350万円

1 (A) × (B) ÷ (C)    420,000円 × 3,500,000円 ÷ 3,500,000円 = 420,000円

2 減免割合            10分の8（主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が300万円超400万円以下）

3 減免額              420,000円 × 10分の8 = 336,000円

4 減免後保険税       420,000円 - 336,000円 = 84,000円

## 減免の計算例（収入減少が見込まれる場合）②

### 例3: 三世帯(世帯主、配偶者、子)で複数の所得がある場合

■世帯の主たる生計維持者: 世帯主

■令和元年中の世帯の所得金額: (世帯主)給与所得100万円、農業所得300万円、(配偶者)給与所得200万円、(子)所得なし

■減少が見込まれる収入に係る所得: (世帯主)農業所得300万円

(A) 減免の対象となる保険税: 70万円

(B) 世帯主の生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額: 300万円

(C) 世帯主の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額: 600万円

1 (A) × (B) ÷ (C)    700,000円 × 3,000,000円 ÷ 6,000,000円 = 350,000円

2 減免割合            10分の8(主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が300万円超400万円以下)

3 減免額              350,000円 × 10分の8 = 280,000円

4 減免後保険税        700,000円 - 280,000円 = 420,000円

### 例4: 二世帯(世帯主、配偶者)で複数の所得がある場合(減少が見込まれる収入が複数の場合)

■世帯の主たる生計維持者: 世帯主

■令和元年中の世帯の所得金額: (世帯主)給与所得200万円、営業所得100万円、(配偶者)給与所得300万円

■減少が見込まれる収入に係る所得: (世帯主)給与所得200万円及び営業所得100万円(合計300万円)

(A) 減免の対象となる保険税: 86万円

(B) 世帯主の生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年中の所得額: 300万円

(C) 世帯主の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年中の合計所得金額: 600万円

1 (A) × (B) ÷ (C)    860,000円 × 3,000,000円 ÷ 6,000,000円 = 430,000円

2 減免割合            全部(主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が300万円以内)

3 減免額              430,000円 × 全部(10割) = 430,000円

4 減免後保険税        860,000円 - 430,000円 = 430,000円